

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01268

研究課題名（和文）保険会社の国境を跨ぐ事業再編と課税に関する比較法分析

研究課題名（英文）Comparative Law Analysis of Cross-Border Restructuring and Taxation of Insurance Companies

研究代表者

辻 美枝（Tsuji, Mie）

関西大学・商学部・教授

研究者番号：00440917

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、保険会社が企業グループを組成し国際的事業展開をする際のわが国の法人所得課税上の問題について、特に、グループ内の資金移転をめぐる問題（支払利子控除・契約者配当課税など）、保険代理人の恒久的施設該当性や保険事業所得の帰属の問題を中心に、基本的には一般事業会社と同様の課税に服するが、保険会社の特殊性から一定程度の配慮を要すべき局面がある点について、OECD・EUの動向及びドイツとの比較法分析をもとに探求し、一連の研究成果を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、保険会社グループの国際的業再編が絡む法人所得課税の問題につき、課税の公平性と保険会社の特殊性の相克関係に着目し、あるべき課税制度の示唆を得ようとするものである。この点に係る研究の重要性は高いものの先行研究が少ない分野である。一般の事業会社も企業グループ内に専属保険会社を設置しうることから、本研究を通じて得られた研究成果は、保険会社グループにとどまらず、一般企業グループにも応用可能であることに本研究の学術的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This research examines issues under the Japanese corporate tax system when insurance companies form a group and engage in international business. It focuses on intra-group fund transfers (interest deductions, policyholder dividends, etc.), the applicability of insurance agencies as permanent establishments, and the attribution of insurance business income. The study is based on OECD and EU trends and a comparative legal analysis with the German tax system. A series of research results have been published.

研究分野：国際租税法

キーワード：保険会社課税 国際課税 恒久的施設 事業再編 保険会社グループ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 保険会社の国際事業展開と OECD の取組み

1995 年の保険業法全面改正以降、内国保険会社の国際競争力強化の観点から、国境を跨ぐ事業再編を促進する方向での規制緩和が進められてきた。日本の法人税制はそれに応じた措置を十分に講じておらず、事業再編による機能・リスクの国外移転は、所得の国外流出が懸念される状況にあった。OECD は 2015 年 10 月に Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転、以下 BEPS という) 勧告を公表し、OECD 加盟国のみならず非加盟国もその対抗策を国内法化すべく動きつつあった。この BEPS 勧告には、企業グループ内での機能・リスク移転および資本配分による所得移転防止、恒久的施設 (Permanent Establishment、以下 PE という) 概念の修正が含まれている。

(2) 保険会社特有の課税問題

日本では、2014 年の税制改正により、外国法人への課税原則が総合主義から帰属主義 (外国法人の PE に帰属する所得に課税) へ移行した。その際、資産・資本に関する法規制を受ける保険会社の特殊性に鑑み、外国保険会社の PE 帰属投資収益について特別調整規定を設けたが、国境を跨ぐ事業再編による国外所得移転と PE 該当性の問題は手つかずのままであった。

PE なければ課税なしの国際課税原則により、国内に外国法人の PE がいない限り、外国法人の国内源泉事業所得にその国の課税権は及ばない。日本の保険業法上、外国保険会社が日本に支店等を設けず国内所在財産等に係る保険契約を締結することは、原則禁止されている。一方、EU 域内市場では、EU 法上の開業の自由により、保険会社は支店等の PE を設けることなく越境取引により本国以外の域内保険市場に参入することができる。このような日本と EU の業法規制の違いから、保険事業から生じる所得の課税管轄が問題となる。また、保険会社の特殊な業態である保険契約締結代理人の PE 該当性は、PE 帰属所得の課税関係に影響を及ぼす。PE 該当性は、従来から議論されてきた国際的に重要な論点だが、OECD は、保険業を他と区別せず、一般的な PE 規定の中で対処すべきとする。そのため、今後の PE 概念の変容が課税管轄に影響する状況にあった。

2. 研究の目的

本研究課題は、上述の研究背景のもと、保険会社グループの国境を跨ぐ事業再編を含む国際事業展開に焦点をあて、BEPS の議論の根底にある「課税の公平性 (Fairness)」と、厳格な法規制を受ける「保険会社の特殊性」の相克関係から、保険会社へのあるべき所得課税制度を探求するものである。すなわち、本研究の目的は、「保険会社の特殊性」を課税上考慮する必要性を保険業法と税法の両面から調査し、保険事業の国際競争力を過度に阻害することなく、「課税の公平性」に資する保険事業に関わる税制の再構築への有効な示唆を得ることにある。

3. 研究の方法

保険会社は、その業態および法規制によって一般事業会社にはない特殊性を有することから、租税法のみならず保険業法の観点からの検討を要する。EU は、EU 域内保険市場の統一化を進める中で、2016 年 ATAD (Anti Tax Avoidance Directive) を公表し、課税権喪失防止策を勧告し、加盟国にその国内法化を義務付けた。研究代表者は、2018 年度に、欧州における租税法の重要拠点であるドイツの研究機関 Max Planck Institute for Tax Law and Public Finance (以下 MPI という) に一年間滞在し研究する機会を得たことから、欧州での最新の議論にアクセスすることが可能となった。そこで、本研究の分析にあたっては、関係機関等へのヒアリングや学会・研究会等を通じて、EU の最新動向を調査する。その調査を基礎として、主に日本とドイツの制度との比較法分析を行った。

4. 研究成果

(1) 2018 年度

研究初年度である 2018 年度は、MPI での研究機会を活用し、保険会社のグループ間金融・資本取引に係る法人税法上の取扱いに関する日本とドイツの制度を比較法分析することに主眼を置いた。MPI 滞在中、ドイツを含む欧州の研究者や実務家にヒアリング調査をすることによって、本研究テーマに関する有益な情報・文献の提供を受けることができた。また、IFA (International Fiscal Association) 年次総会をはじめ、研究分野に関連する欧州の学会等に積極的に参加し、参加者と意見交換をするとともに、本研究に必要な情報・資料収集をした。具体的には、ドイツ法人税法上の支払利子控除制限規定 (Zinsschranke) および資本収益に関する特別規定を取り上げ、その背景・制度設計、保険会社の特殊性がそれぞれの制度に及ぼす影響の程度などについて分析した。この研究成果として、「所得課税と支払利子控除制限 ドイ

ツの制度を中心に」(立命館経済学第67巻第5・6号(2019年)243-259頁)を公表している。支払利子控除制限規定は、OECDのBEPS勧告に同様のものが示されており、BEPS勧告におけるドイツの影響をうかがうことができる。ATADにおいては、利子控除制限は保険会社・銀行などの金融機関には有効ではない場合があるとして、金融機関に別の規定を設けることを容認している。日本も同様の制度を導入したが、金融機関への特別規定は設けていない。この点の分析は2022年度に行っている。

(2) 2019年度

2019年度は、前年度の研究論点(保険会社のグループ内金融・資本取引に係る所得課税の日独制度比較)を引き続き展開し、グループ内資本取引に焦点をあてて検討した。具体的には、国外関連法人への出資から生じる収益に係る法人所得課税上の問題として、ドイツ法人税法上の規定を研究対象とし、当該規定の沿革・仕組みをEU法との関連を含めて分析した。一連の分析によって、日本の制度とドイツの制度の違いは、両国の経済政策の目指すところ(大きくは、日本の制度が国内企業による海外投資利益の国内還流に主眼を置いたのに対し、ドイツの制度は海外資本による国内への投資を促進させることにあった)の違いに端を発していることが分かった。このことは本研究における税制と企業の事業戦略との関係を考えるうえで重要な知見であった。研究成果の一部として、「外国子会社株式の譲渡損益と法人税課税」(『税研』209号(2020年)25-29頁)を公表した。さらに、ドイツの制度は、日本と違い、生命保険会社に対する特別規定を内包していることから、当該規定に関する導入の経緯・効果についても検討を行った。

(3) 2020年度

2020年度は、国際的事業再編による機能・リスクの移転に係る国際課税上の二つの問題に着目して研究を進めた。第一は、PEに帰属する事業所得であり、第二は、関連会社間での所得移転である。これらの検討にあたっては、保険会社の特殊性の税制上の考慮の程度が問題となる。この研究成果として、2020年6月に開催された国際学会 the 1st Croatian-Japanese Conference Contemporary Problems in Economicsに参加し、Global Business Restructuring of Insurance Industry and Taxationをテーマに報告をした。当該学会参加者の専門分野は経済・法学分野に跨っており、学際的議論が可能となった。そこでの報告・議論を反映させた研究論文が当該学会のプロシーディング集(Global Business Restructuring of Insurance Industry and Taxation, 1st Croatian-Japanese Conference: Contemporary Problems in Economics, 2021, pp25-32)に所収された。この学会報告・論文を通じて、本研究テーマの問題意識の全体像を示すことができた。また、前年度の主たる研究対象であった、国外関連法人への出資から生じる収益(配当・株式譲渡損益)に係る課税問題について、生命保険会社を焦点をあてた日独比較をし、ドイツの生命保険会社に対する特別規定の導入経緯・効果を分析し、2020年8月に保険学セミナーで「生命保険会社の契約者配当に関わる法人税課税について：日本とドイツの比較」をテーマに研究報告をした。

(4) 2021年度

2021年度は、外国保険会社の所得課税に係る問題として、保険会社独特の保険販売形態である保険代理人に着目した。保険代理人のPE該当性は、1963年OECDモデル租税条約の策定時から問題視され、2015年に公表されたBEPS行動7最終報告書「恒久的施設認定の人為的回避の防止」にもつながる問題である。そこで、2021年度は、主にOECDモデル租税条約策定当時から2017年条約改訂に至るまでのOECDの議論を追い、外国保険会社が恒久的施設を有せずに大規模な事業を行いうる要因を探るとともに、条約改訂内容の日本への影響を分析した。研究成果として、「外国保険会社の保険代理人の恒久的施設該当性」(渋谷雅弘ほか編著『水野忠恒先生古稀記念論文集 公法・会計の制度と理論』(中央経済社・2022年)196-220頁)を公表した。条約改訂により恒久的施設の範囲は拡大され、保険代理人の恒久的施設該当性に関しては一定の解決をみたとされている。日本では、業法規制によって、外国保険会社は国内に支店等の拠点を持つ場合に限り保険事業を行うことができ、その保険代理人が恒久的施設に該当性する可能性は低い。結果として外国保険会社の所得は、支店等に帰属する所得として捕捉されることになり、条約改訂の影響は限定的であると結論付けた。

さらに、国境を跨ぐ機能・リスクの移転時およびその後の保険会社の適正な所得課税の問題として、移転価格税制に着目した。東京地裁令和2年11月26日判決(税務訴訟資料第270号-126(順号13486)、東京高裁令和4年3月10日判決(日本ガイシ事件))を端緒に、事業再編に関わる移転価格税制の適用課題に取り組んだ(辻美枝・判批「無形資産のライセンス契約に対する移転価格税制の適用 - 日本ガイシ事件(東京地判令和2・11・26)」『令和3年度重要判例解説』(有斐閣・2022年)170-171頁)。

(5) 2022年度

2022年度は、保険会社を含む多国籍企業グループの資金移転をめぐる法人税制上の問題を、OECD・EUでの議論を中心に分析した。法人間のDebtによる資金移転は、債務者側の所得を支払

利子により減じさせるのに対し、Equity の場合は所得に影響を及ぼさない。この点は資本構成が特殊である保険会社であっても同様であり、国際的事業再編計画に影響を及ぼしうる。OECD の下で新たな国際課税ルールが策定され、2021 年 10 月に約 140 か国の合意を得た。欧州委員会は、2021 年 12 月に「21 世紀における企業課税」を公表し、企業課税の中長期的な課題解決のための行動計画を示した。これらの議論のなかで、Debt と Equity の課税上の歪みに関係する問題に触れている。特に EU の動向は、わが国の保険会社を含む一般事業会社の EU 域内での事業展開に影響を及ぼすのみならず、わが国の法人税制における Debt と Equity という古くて新しい問題の試金石になりうる。この研究成果は、「関連会社間の国際的資金移転と法人所得課税」(税研 227 号 (2023) 18-24 頁) を公表した。この研究の一部は、IFA 日本支部第 10 回ウェブセミナーでコメンテーターをした際に示唆を得たものである (鬼頭朱実「BEPS Action 4 に基づく過大支払利子税制の改正とその後の実務上の影響と対応」租税研究 877 号 (2022) 99-124 頁所収) 。

(6) 研究期間全体の総括

本研究では、保険会社が企業グループを組成し国際的事業展開をする際のわが国の法人所得課税上の問題について、特に、グループ内の資金移転をめぐる問題 (支払利子控除・契約者配当課税など)、保険代理人の恒久的施設該当性や保険事業所得の帰属の問題を中心に、OECD・EU の動向及びドイツを含む他国の制度との比較法分析をもとに探求し、一連の研究成果を公表した。保険会社は、他の一般事業会社にはない特殊性があるため、基本的には一般事業会社と同様の課税に服するが、業法による資産・資本規制や業態の制約などによって特殊性が顕著に表れる場面では、特別な課税上の取り扱いを要する。

本研究は、保険会社グループの国際的業再編が絡む法人所得課税の問題につき、課税の公平性と保険会社の特殊性の相克関係に着目し、あるべき課税制度の示唆を得ようとするものであった。この点に係る研究の重要性は高いものの先行研究が少ない分野である。一般の事業会社も企業グループ内に専属保険会社を設置しうることから、本研究を通じて得られた研究成果は、保険会社グループにとどまらず、一般企業グループにも応用可能であることに本研究の学術的・社会的意義がある。

本研究過程で、一般事業会社グループ内の専属保険会社 (キャプティブ) を利用した資金プーリングの課税問題として、外国子会社合算税制の適用関係にも触れることができた (辻美枝・判批「外国子会社合算税制の非関係者基準妥当性 - 日産自動車事件」『ジュリスト 1579 号』(有斐閣・2022 年) 10-11 頁)。この分析が契機となり、2023 年度「国際企業グループ内再保険取引の経済的合理性と国際所得課税に関する研究」(課題番号 : 23K01107) の着想につながっている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 辻美枝	4. 巻 227
2. 論文標題 関連会社間の国際的資金移転と法人所得課税18-24頁)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 18頁 24頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 辻美枝	4. 巻 1
2. 論文標題 Global Business Restructuring of Insurance Industry and Taxation	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Conference Proceeding June 16,2020	6. 最初と最後の頁 21頁 28頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 辻美枝	4. 巻 209
2. 論文標題 外国子会社株式の譲渡損益と法人税課税	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 25頁 29頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 辻美枝	4. 巻 67
2. 論文標題 所得課税と支払利子控除制限 ドイツの制度を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 立命館経済学	6. 最初と最後の頁 243頁 259頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 辻美枝
2. 発表標題 保険会社の代理人と恒久的施設該当性
3. 学会等名 第127回関大租税法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 辻美枝
2. 発表標題 保険会社の代理人と恒久的施設該当性（続）
3. 学会等名 第128回関大租税法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 辻美枝
2. 発表標題 無形資産のライセンス契約に対する移転価格税制の適用（日本碍子事件）
3. 学会等名 第132回関大租税法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Mie Tsuji
2. 発表標題 Global Business Restructuring of Insurance Industry and Taxation
3. 学会等名 the 1st Croatian-Japanese conference “Contemporary problems in economics”（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 辻美枝
2. 発表標題 生命保険会社の契約者配当に関わる法人税課税について - 日本と日本とドイツの比較
3. 学会等名 2020年8月度保険学セミナー
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 辻美枝
2. 発表標題 ドイツにおける生命保険会社の株式投資所得と課税
3. 学会等名 関大租税法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 辻美枝
2. 発表標題 ドイツの資本参加免税制度
3. 学会等名 租税論研究会（京都大学）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 辻美枝
2. 発表標題 ドイツの支払利子控除制限規定（Zinsschranke）について
3. 学会等名 第97回関大租税法研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 渋谷 雅弘、高橋 滋、石津 寿恵、加藤 友佳	4. 発行年 2022年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 892
3. 書名 水野忠恒先生古稀記念論文集 公法・会計の制度と理論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------